

当社取締役会の実効性に関する分析・評価結果の概要について

当社は、取締役会が適切に機能しているか検討し、その結果から明らかになった問題点の改善や強みの強化等に継続的に取り組むことで、取締役会全体の機能向上を図ることを目的に、取締役会の実効性に関する分析・評価を行いました。

このたび、2019年度の分析・評価が完了しましたので、以下の通り、その結果の概要をお知らせいたします。

1. 取締役会の実効性の評価の実施要領

項目	内容
実施方法	取締役に対する個別アンケートを実施しました。
対象者	2020年3月期決算発表時点での現任業務執行取締役(5名)
質問内容	以下の大項目に関して質問を行いました。 ① 取締役会の構成 ② 取締役会の運営状況 ③ 取締役会の議題 ④ 取締役会の役割・責務 ⑤ 環境変化に関する洞察 ⑥ 経営資源等の内部環境の理解 ⑦ 情報収集とリスクマネジメント ⑧ 外部のステークホルダーとの関わり
評価方法	対象者の回答内容をふまえ、すべての社外取締役(2名)及び監査役(4名)から構成される評価・報酬協議会に、取締役会の実効性について諮問しました。その答申結果を受け、最終的に取締役会にて分析・評価を実施しました。

2. 評価結果の概要

「企業の成長に不可欠な業績とガバナンスの水準向上に加え、投資家が上場企業に求める様々な基準を見据えた議論ができるような体制を作っていくべく、また、取締役会の実効性を高め続けるべく、不断の努力を図る必要がある」との評価・報酬協議会の考えのもと、以下の答申が行われました。

さらに以下の答申は、「スピード感ある事業戦略の推進を後押ししつつ、必要とされる強固な経営基盤を備えるためのガバナンスの強化を車の両輪として推進されるべき」とされています。

- 経営戦略、中期経営計画に関する議論
経営戦略・中期経営計画に係る議論を十分取締役会の場にて行ったうえで、中期経営計画、経営戦略の対外公表に向けた取り組みを要望します。
- 重要案件に係る取締役会における審議
会社の重要な方向性に関する議案については、構想段階から取締役会における十分な議論がなされることを要望します。
- 重要案件・新規案件のモニタリング
重要な新規案件については、取締役会の場にて進捗状況の報告、うまく進んでいない場合には課題および今後の改善対応策についての十分な議論が行われるべきであり、期待される投資効果を考えたこれまで以上のフォローアップが必要と考えます。
- 取締役会における議題の選択
取締役会において、個別案件に関する意思決定、手続き上必要な議案の審議等は十分行われているものの、会社の方向性や大きな枠組みに関しての意見交換を行うことも重要であると考えます。

当社は、今回の取締役会の実効性評価の結果をふまえ、当社にとって最適なコーポレート・ガバナンス体制を構築すべく、引き続き検討を行ってまいります。

以上